

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

東彼杵町は長崎県のほぼ中央に位置し、周囲を大村市、川棚町、佐賀県嬉野市と隣接している。町の大半を森林が占め、平野部は少なく棚田が発達している。人口は約 8,300 人 (H27. 10. 1 国勢調査) で減少傾向。人口構造をみると、15 歳未満が 11. 2%、65 歳以上は 33. 8%と少子高齢化が進んでおり、県平均と比較してもその割合は高くなっている。

交通網は、J R 彼杵駅と千綿駅が存在し、町の中心部を国道 34 号線、205 号線が通るほか、長崎自動車道東そのぎ I C が存在し、高速交通網へのアクセスが容易である。

平成 12 年の就業人口比率における産業構造では、茶業を中心とする第 1 次産業 20. 8%、第 2 次産業 28. 4%、第 3 次産業 47. 2%となっているが、平成 27 年の産業構造では第 1 次産業が 16. 9%、第 2 次産業が 23. 4%にそれぞれ減少した一方、第 3 次産業は 59. 7%に増加した。(H27. 10. 1 国勢調査)

本町に存在する企業の大半を中小企業が占めているが、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、この状況を放置すればいずれ産業基盤の減退、消失を招きかねない。この状況を改善するため、中小企業の生産性を抜本的に向上させ、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者への事業承継が確実になされる環境整備が不可欠である。

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業者の投資を促すことで、経済発展を目指す。具体的な目標として、計画期間中に 9 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率 3%以上向上を目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者の幅広い取組を促すため、導入を促進する本計画の対象となる先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者に

よる幅広い取組を促すため、本計画の対象地域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、対象業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

雇用の安定を確保するため、人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、必要な措置を取る。また、健全な地域経済の発展を図るため、公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、必要な措置を取る。さらに、町税を滞納している者は先端設備等導入計画の認定の対象としない等、必要な措置を取る。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。